



中部家保だより



発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）

〒371-0051 前橋市上細井町2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 国内で高病原性鳥インフルエンザが発生！防疫意識を高め、衛生対策の徹底を！
- 2 家きん飼養農場への緊急消毒命令
- 3 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限について
- 4 速やかな手当金受け取りのためには日頃からの伝票情報等の整理が重要です
- 5 冬季の消毒について
- 6 第9期(令和6年度～令和8年度)家畜防疫互助基金支援事業のご案内
- 7 ハ工対策のポイントと効果的な方法
- 8 定期報告書提出（申請）のお願い

【添付資料】

- 1 高病原性鳥インフルエンザ対策強化ポイント
- 2 速やかな手当金受け取りのためには日頃からの伝票情報等の整理が重要です

◆国内で高病原性鳥インフルエンザが発生！

防疫意識を高め、衛生管理の徹底を！◆

今シーズンは、10月22日に北海道の採卵鶏農場で高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生してから、1月9日現在、北海道、新潟県、宮崎県、鳥取県、兵庫県、岡山県、京都府、茨城県、埼玉県の9道府県で計14例、約406万羽が殺処分対象となっています。

（採卵鶏11事例、肉用鶏3事例）。11月と12月に12例発生しているのは、900万羽以上の発生があった昨シーズンや、過去最多発生となった令和4年シーズンと同じ状況です。また11月12日には県内で今シーズンはじめての野鳥（オオタカ）において高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されました。本県のいつどこで発生してもおかしくない状況となっています。今一度、農場関係者（従業員等）全員で防疫意識を高め、早期通報・衛生対策（着替え、履き替え、消毒）の徹底をしてください。今後の発生予防・まん延防止対策の徹底について、以下の3点についてお願い申し上げます。

【鳥インフルエンザ発生予防・まん延防止対策の重要事項の3つ】

① 早期発見・早期通報の徹底

高病原性鳥インフルエンザウイルスが家きん農場に侵入すると、農場内で急速にウイルスが増殖します。

早期発見ができなければ、ウイルスが増殖し、瞬く間に農場内で感染拡大し、多くの家きんが本病に感染します。そして環境中に多くのウイルスが存在することとなり、地域内で続発する可能性が高まります！

「いつもと違う」「少しでも怪しい」と思ったら
中部家畜保健衛生所(tel:027-288-0371)
にすぐに通報をしてください！



② 再点検

農場のウイルス侵入を防ぐため、飼養衛生管理を徹底していただいているが、改めて各農場で対策が不十分になっているところがないか再点検をお願いします。

今シーズンこれまで発生した農場は、「**大規模農場**」、「**水場が近く野鳥が飛来している地域**」または「**過去発生地域**」での発生でした。特に、堆肥舎に設置した防鳥ネットに穴が開いている、あるいは開放してしまっているように、野鳥を農場に誘引している要因がないかなど、改めて点検をお願い致します。

【再点検の要チェックポイント】

①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

- 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- 車両の消毒をしていますか？
- 専用の衣服や靴の確実な着用ができますか？



境界に更衣や消毒の設備がない



車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

- 手指の洗浄・消毒をしていますか？
- 専用の靴の確実な着用ができますか？



専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止



③野生動物を近づけない！侵入させない！

- 防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？
- 破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？
- ネズミや害虫の駆除は定期的にしていますか？



壁や金網に破損があり、
補修されていない



屋根裏内部やモニター開口部
も破損がないか要確認！



集卵ベルトの開口部や堆肥
舎も隙間がないように対策
している



野鳥が多い地域
は特に注意！



鶏舎全体を防鳥ネット
で覆った事例

③ 高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

今シーズン発生した事例では、過去発生した農場での再発生事例がありました。過去に発生があった農場およびその周囲農場、家きん飼養農場が密集する地域については、本病が発生しやすい環境要因があり、他の地域と比較して発生リスクが高いです。こうした発生リスクの高い地域について令和8年1月1日付で、国から大臣指定地域として告示されています。すでに県から対象農場に大臣指定地域のお知らせを通知しております。大規模農場（飼養羽数20万羽以上）や大臣指定地域の対象農場においてはさらに衛生管理を高めるため以下の高病原性鳥インフルエンザ対策強化のご検討をお願い致します。（詳細は別添リーフレットをご参照ください）

大臣指定地域については農林水産省のHPにて掲載されています。

右のQRコードからご確認ください。



また、今後、発生状況に応じ見直しが行われる予定です。

鶏等の飼養衛生管理基準の項7（家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備）における農林水産大臣が指定する地域

（令和7年12月25日農林水産省告示第1969号）

★塵埃対策の実施（飼養羽数20万羽以上の大規模農場：令和8年10月1日施行）

基本的な衛生管理が徹底されている農場における高病原性鳥インフルエンザウイルスの家きん舎への侵入要因として、羽毛や糞便に由来する塵埃が可能性の一つとして疑われています。

✓塵埃は入気と共に家きん舎に侵入することから、空気を引き込みやすい構造であるウインドレス鶏舎では特にウイルスが侵入するリスクを少しでも低減する対策としてフィルター等の設置や細霧の設置が有効です。

★★大臣指定地域内における地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引対策の取組

（施行日：令和8年1月1日）

【地域内での発生に備えた準備】

指定地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には消毒命令が出るため、速やかに消毒薬の散布や塵埃対策が行えるよう備えておく必要があります。

- ✓最低限1回家きん舎周囲に動力噴霧器等で消毒薬を散布するのに必要な量を備蓄
- ✓塵埃対策に必要となるフィルターや不織布、液状消毒薬等の資材備蓄および施工可能な外部事業者の選定

【野鳥誘引対策】

- ✓農場内に野鳥が飛来してくる場所の把握
- ✓農場への飛来防止のため、テグスや鳥よけの設置、追い払いなどの対策の実施
- ✓飛来要因が農場内にないか確認



★★★分割管理導入の検討（令和7年10月1日施行）

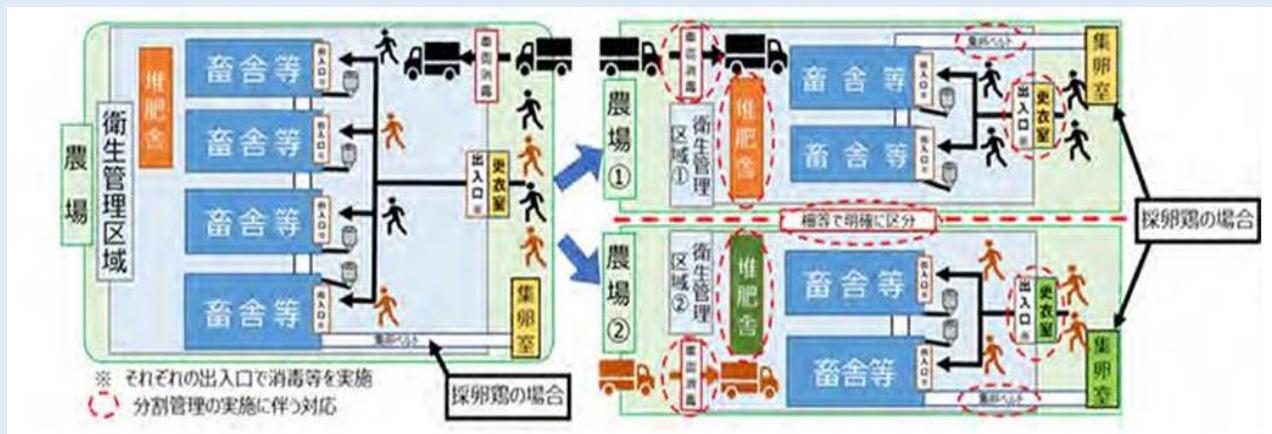
近年、20万羽以上の大規模な養鶏場でのHPAIが多く発生しています。分割管理をしていれば全羽殺処分にならず、一部分を殺処分するのみで済んだ事例も報告されています。20万羽以上を飼養する大規模養鶏場は分割管理の導入を毎年検討することが飼養衛生管理基準として追加されました。以下のポイントを元にまずは検討を始めてみませんか？

【農場分割導入の検討ポイント】

- 1：飼養衛生管理区域の分割
- 2：人、物の分割
- 3：堆肥舎等の分割



下図のように、農場配置図に分割管理を行う場合の境界線を作成し、必要となる人や重機、設備などを具体的に考えましょう。



【分割が難しい場合】

土地や家きん舎の配置で現実的に分割が困難の場合、議事録など検討状況が分かる書類の作成をお願い致します。

【新規農場の場合】

大規模飼養が予想される場合、農場開設前に分割管理の検討をおこなってください。

◆家きん飼養農場への緊急消毒命令（期間：令和8年3月31日まで）◆

11月10日付群馬県告示により緊急消毒の実施を命令しました。

消石灰の散布を引き続きお願いします。

✓ 風等でまいあがらないように、水や液体消毒薬（逆性石鹼）を巻きながら散布しましょう

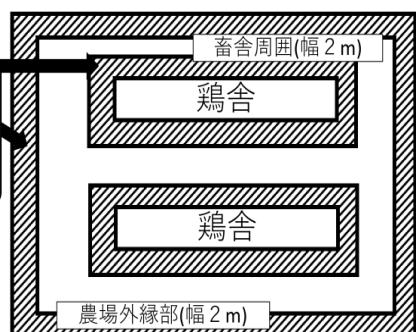
✓ 定期的に散布を

野外散布後1週間程度で消毒効果が減少します

✓ 消石灰は強アルカリ性

マスク・手袋を着用し散布してください

・散布量の目安
1m²当たり0.5～
1.0kg
(2m幅の場合、
1袋で約15m)



◆高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限について◆

万が一高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、発生農場を中心とした半径3km以内の区域は**移動制限区域**に、半径3~10km以内の区域については**搬出制限区域**に設定されます。指定された区域内農場は、生きた家きん、生産物等の移動が制限されます。詳細は以下の表をご参照ください。表中の△においては国との協議や条件を満たすことにより制限が解除されます。

移動制限区域（発生農場から3km以内の地域）における制限対象表

(1) 移動制限の対象（一部は検査後、国と協議して例外的に移動可） 家きん（生体、死体）、卵、敷料、飼料、排泄物、使用器具						
(2) その他の制限（条件が整えば、国と協議後再開可能） 食鳥処理場、GPセンター、ふ卵場、家きんを集合させる催物						
(3) 制限期間の予定 本日～発生農場の防疫措置完了後21日以降 (具体的な日にちは発生農場の防疫措置完了後、決定)						
(4) 家畜保健衛生所への毎日の報告（制限期間中は毎日） 死亡羽数、異常の有無（死亡羽数の増加、チアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、まとまった死亡）						

貴農場からの移動先	家きん	食用家きん	食用卵	種卵	初生ひな (<u>移動制限内</u> の種卵由来)	初生ひな (<u>移動制限外</u> の種卵由来)
	農場 →農場	農場 →処理場	農場 →GP	農場 →検査施設 ふ卵場	ふ卵場 →農場	ふ卵場 →農場
移動制限区域 (3km以内)	×	△	△	△	△	△
搬出制限区域 (10km以内)	×	△	△	△	△	△
制限区域外	×	×	△	△	△	△

○：移動可 △：協議必要、条件あり ×：移動不可

◎移動制限区域内全戸の聞き取り調査を実施します（防疫指針第9）

※調査時に、鶏舎羽数・NDワクチン接種の有無・接種日・品名をお聞きします

検査（調査）の目的	時期	検査（調査）内容
発生状況確認検査	発生確定後24時間以内（電話確認）	①家きんの異常の有無 ②出荷等の有無
清浄性確認検査	発生農場の防疫措置完了10日後	
卵の出荷（移動）	発生後早急に実施	臨床検査、抗体検査、ウイルス遺伝子検査 各鶏舎5羽（死亡3羽含む）
食鳥処理場への移動（出荷）	発生状況確認検査で陰性確認後、食鳥処理の3日以内毎回	臨床検査、ウイルス遺伝子検査 各鶏舎5羽（死亡3羽含む）

搬出制限区域（発生農場から3～10km以内の地域）における制限対象表

（1）搬出制限の対象

家きん（生体、死体）、卵、敷料、飼料、排泄物、使用器具

（2）その他の制限

家きんを集合させる催物

（3）制限期間の予定

本日～発生農場の防疫措置完了10日後に実施する清浄性確認検査（移動制限区域内の農場を対象）、搬出制限区域解除検査（搬出制限区域内の抽出農場を対象）で、陰性確認後まで

（4）家畜保健衛生所への毎日の報告（制限期間中は毎日）

死亡羽数、異常の有無（死亡羽数の増加、チアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下、まとまった死亡）

貴農場からの 移動先	家きん	食用家きん	食用卵	種卵	初生ひな (移動制限内 の種卵由来)	初生ひな (移動制限外 の種卵由来)
	農場 →農場	農場 →処理場	農場 →GP	農場 →検査施設 ふ卵場	ふ卵場 →農場	ふ卵場 →農場
移動制限区域 (3km 以内)	×	△	△	△	△	△
搬出制限区域 (10km 以内)	○	○	○	○	△	○
制限区域外	×	△	△	△	△	△

○：移動可 △：協議必要、条件あり ×：移動不可

※国との協議には農場から消毒ポイントを通過し搬出先までの移動経路の作成も必要になるため、搬出先住所等の一覧表の作成のご準備をお願い致します。

◆速やかな手当金受け取りのためには日頃からの伝票情報等の整理が重要です◆

家畜伝染病発生の際、速やかに手当金の工具を受けるためには、日頃から伝票情報等を整理・保管しておく必要があります。（詳細は別添リーフレットをご参照ください）

【家畜の評価に必要となる資料の例】

✓導入・生産・出荷に要する費用が分かるもの

【物品の評価に必要となる資料の例】

✓販売価格が分かるもの



◆冬季の消毒について◆

低温下では逆性石鹼の消毒効果が著しく低下します。常温と同等の効果を得るために、どの程度の濃度が必要か製品により異なるので、有効濃度を確認しましょう。

冬期は暖かい時期よりも濃い濃度で使用してください。



例：鳥インフルエンザウイルスの場合

逆性石鹼の有効希釀濃度 夏期1000倍 → **冬期は200倍へ！**

また、逆性石鹼に食品添加物規格品の高純度水酸化カルシウムを0.2%混合すると、強アルカリ化による相乗効果で消毒効果が高まります。なお、この製品は超微粉末なので、噴霧器でも使用可能です。

消毒液が凍結してしまう場合は、ヒーターによる加温のほか、不凍液の利用をおすすめします。消毒液への混合を目的とした畜産用不凍液も市販されており、活用をご検討ください。

また中央畜産会のがんばる畜産サイトでも消毒方法の紹介動画が掲載されていますので、右のQRコードからご覧ください



常設消毒ポイントも継続して利用をお願いします。

【対象車両】家畜運搬車、飼料運搬車、死亡畜運搬車、薬事関係車等、
その他必要と認められる車両 ※畜種は問いません。

【設置場所】 J A前橋市 北部支所
(前橋市富士見町田島259-1)
【設置期間】 令和8年3月13日(金)まで
【実施時間】 午前6時から午後6時まで(土日・祝日を含む)



◆第9期(令和6年度～令和8年度)家畜防疫互助基金支援事業のご案内◆

一般社団法人日本養鶏協会から「第9期家畜防疫互助基金支援事業」の案内がありました。概要は以下のとおりです。

《事業の概要》

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザが万一発生した場合、安心して経営の安定を維持・継続することができるよう、生産者が自ら積み立てを行い、発生農場が経営再開までに要する経費等を相互に支援する仕組みに、国(独立行政法人農畜産業振興機構)が補助を行うものです。

《対象者》

鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう(以下家きん)を飼育する生産者の方は、どなたでも事業に参加できます。ただし、契約締結時点で家畜伝染病予防法

に基づき、移動制限等が実施されている区域の生産者は加入できません。なお、飼養衛生管理基準を遵守していることが必要となります。

《生産者積立金の単価》

家きんの種類・区分ごとに生産者積立金の単価の設定が異なります。

《互助金の種類》

経営支援互助金：法に基づき殺処分された家きんを飼養していた農場に新たに家きんを導入したときに交付されるもの

焼却・埋却等互助金：殺処分した家きんを自らが焼却・埋却等し、その経費を自らが負担したときに交付されるもの
(こちらは経営再建が条件ではありません)。

今回から制度の大幅な変更があります。詳細は日本養鶏協会HP等を御覧ください。

《お問合せ先》

(1) 一般社団法人日本養鶏協会（事業実施主体）

TEL : (03)3297-5515 FAX : (03)3297-5519

<http://www.jpa.or.jp/prevention/index.html>

(2) 群馬県養鶏協会

TEL : (027)220-2371 FAX : (027)220-2372

◆ハエ対策のポイントと効果的な方法◆

ハエは、家畜の伝染性疾病や苦情の原因となります。日々の畜舎内外の清掃や家畜排せつ物の適切な処理が重要です。ハエは、15℃を超える時期から急増すると言われています。

冬のうちから以下の対策を実施してみてはいかがでしょうか。

1 ハエ対策のポイント

- ・ 清潔保持：食べ残しの飼料や排せつ物をこまめに除去し、飼育エリアの掃除を徹底します。
- ・ 排水管理：水たまりや汚れた水槽の排水を丁寧に行います。
- ・ 落ち葉等の除去：敷地内の落ち葉や枯れ草を取り除き、ハエの繁殖場所を減らします。

2 具体的なハエ対策方法

(1) 物理的対策

- ・ ネットの設置：畜舎の開放部分に防虫ネットを張り、ハエの侵入を防ぎます。
- ・ 捕虫器の設置：電気式や粘着式のハエ取り器を適所に設置し、ハエの数を減らします。

例) ハエのたまる暖かい場所へのハエ取り紙や粘着トラップシートの設置

(2) 化学的対策

・ 殺虫剤の使用：畜産用に認可された殺虫剤を適切に使用し、ハエの駆除を行います。ただし、家畜や人への影響に配慮し、使用方法を守ることが重要です。

例) 畜舎内外の湿った場所への脱皮阻害剤(IGR剤)の散布

◆◆ 定期報告書提出（申請）のお願い ◆◆

家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者は、毎年2月1日現在の飼養状況（頭数、畜舎数等）を報告することになっています。

昨年から報告は電子申請に移行し、農林水産省共通申請サービス（eMAFF：イーマフ）から提出（申請）することができます。

既に電子申請で農場台帳の登録が済んでいる方は電子での報告をお願い致します。

まだ gBIZ ID プライム（ジービズアイディー：デジタル庁発行：eMAFF に入るためのID）を取得されていない方は取得をお願い致します。

取得できた方については、ご自身で申請ができるようにするために、中部家保までご連絡ください。

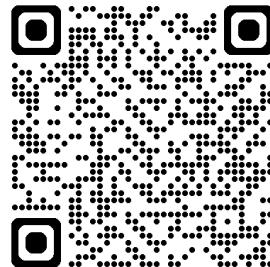
電子申請での対応が困難な方については、報告様式を送付しますので、ご記入の上ご返送ください。

● gBIZ ID（ジービズアイディー）プライムの取得方法。

gBIZ ID のホームページから申請し、取得できます。

右記 QR コードからアクセスできます。

gBIZ IDのホームページ



● 提出いただくもの

①定期報告書（基本情報）

②飼養衛生管理の遵守状況

③添付書類

（農場や埋却地に変更がある場合、地図の提出をお願いします）

通知については1月下旬に発送予定です。また、提出（申請）期限については3月20日頃を予定しています。

ご不明な点がございましたら中部家保まで御連絡ください。

家畜保健衛生所は**365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ 027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。